

大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例(令和5年大阪市条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象事業)

第3条 条例第2条第3号オの市規則で定める事業は、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第2項に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報技術を用いて行う次に掲げる事業とする。

- (1) 日本標準産業分類(「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件」(令和5年総務省告示第256号)に定める日本標準産業分類をいう。)に掲げる金融業及び保険業
- (2) 個人又は法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術等を提供する事業(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 前2号に掲げる事業の運営に関する事業又は運営に必要な技術等を提供する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、金融サービスを提供する事業であって市長が認めるもの

(事業計画の認定申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定による申請は、第1号様式による事業計画認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 定款(これに準ずるものを含む。以下同じ。)及び登記事項証明書等
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 金融系外国企業等が資産運用業等を行うために必要な許認可等を受けていること又は法令に基づく届出等を行っていることを証する書面

(4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第2項第5号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 本市の区域内において営もうとする資産運用業等を行う事務所等の所在地その他事業の実施場所に関する事項

(2) 本市の区域内において営もうとする資産運用業等に係る経費及び所要資金の調達方法に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

4 条例第3条第4項第2号の市規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 事業計画の内容が、具体的かつ明確であること

(2) その他市長が必要と認める要件を満たしていること

5 市長は、条例第3条第1項の認定をしたときは、その申請者に対し、第2号様式による事業計画認定書を交付し、同項の認定をしなかったときは、その申請者に対し、理由を付して第3号様式による事業計画を認定しない旨の通知書を交付するものとする。

(事業計画の変更の認定申請等)

第5条 条例第4条第2項の認定の申請は、第4号様式による事業計画変更認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、認定事業計画の変更の内容を確認できる図書を添付しなければならない。

3 条例第4条第2項ただし書の市規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施期間の開始予定年月日又は終了予定年月日の変更（当該変更後の開始予定年月日又は終了予定年月日が当該変更前の開始予定年月日又は終了予定年月日から前後30日を超えない場合であって、当該変更後の事業実施期間が2年（条例第4条第1項の規定により延長されている場合にあつては、当該延長後の期間）を超えない場合に限る。）

(2) 条例第3条第2項第4号に掲げる事項の変更

(3) 資産運用業等に係る経費及び所要資金の調達方法の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める変更

4 市長は、条例第4条第2項の認定をしたときは、その申請者に対し、第5号様式による事業計画変更認定書を交付し、同項の認定をしなかったときは、その申請者に対し、理由を付して第6号様式による事業計画変更を認定しない旨の通知書を交付するものとする。

(認定事業の開始の届出)

第6条 条例第5条の規定による届出は、認定事業開始後30日以内に、第7号様式による認定事業開始届を市長に提出して行わなければならない。

(事業実績報告等)

第7条 条例第6条第1項の規定による報告は、当該認定法人の事業実施期間内の日を含む毎事業年度終了後5月以内に、第8号様式による事業実績報告書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 認定事業計画に記載した事業の成果を確認できる書面

(2) 条例第6条第1項の規定による報告の対象である事業年度（以下「報告事業年度」という。）における認定事業を実施している区ごとの認定事業に従事する従業者の数（以下「認定事業区内従業者数」という。）及び報告事業年度における認定事業を実施している区ごとの当該区内に有する事務所等の従業者の数（以下「報告年度区内従業者数」という。）並びに報告事業年度における本市の区域内において認定事業に従事する従業者の数（以下「認定事業市内従業者数」という。）及び報告事業年度における本市の区域内に有する事務所等の従業者の数（以下「報告年度市内従業者数」という。）を証する書面

(3) 定款及び登記事項証明書等

(4) 市税の納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第11条及び第12条の規定の適用を受けることを希望しない旨を申し出た認定法人は、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる図書の提出を省略することができる。

4 市長は、条例第6条第1項の認定をしたときは、同項の報告をした者に対し、第9号様式による事業実績認定書兼決定書を交付し、同項の認定をしなかったときは、同項の報告をした者に対し、理由を付して第10号様式による事業実績を認定しない旨の通知書を交付するものとする。

5 条例第6条第1項第2号の市規則で定めるところにより算定した割合は、認定事業区内従業者数を報告年度区内従業者数で除して得た割合とする。

6 条例第6条第1項第3号の市規則で定めるところにより算定した割合は、認定事業市内従業者数を報告年度市内従業者数で除して得た割合とする。

7 第2項第2号及び前2項の従業者の数の算定については、法第321条の13に規定する法人税額の分割の基準となる従業者の数の算定の例による。

8 条例第6条第1項第4号の市規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 風俗営業等を本市の区域内において営んでいないこと

(2) 暴力団又は暴力団密接関係者（法第294条第1項第5号に規定する個人にあつては、暴力団員又は暴力団密接関係者）に該当しないこと

(3) 市税の滞納がないこと

(認定事業の廃止等の届出)

第8条 条例第7条第1項の規定による届出は、第11号様式による認定事業廃止等届を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による認定事業の休止に係る届出は、当該休止の日から30日以内に、第12号様式による認定事業休止届を市長に提出して行わなければならない。

3 条例第7条第2項の規定による認定事業の再開に係る届出は、当該再開の日から30日以内に、第13号様式による認定事業再開届を市長に提出して行わなければならない。

(添付書類)

第9条 条例第14条の市規則で定める書面は、第2号様式による事業計画認定書の写し及び第14号様式による金融系外国企業等に係る法人市民税の課税の特例適用申告書とする。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済戦略局長が定める。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日規則第11号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。